

平成21年3月30日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本 邦人

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成20年12月9日付け高総第103号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高総第103号の諮問に係るもの】

- (1) 2007年4月以降、各部各課の2008年度予算の見積（書）作成のために経費を想定・予定する参考資料とする目的で関係業者から取得した見積書に類する文書もしくは聞き取って作成した文書のうち、次の案件に関するもの。

総務部主管課（なければ他の課）及び都市整備部主管課（なければ他の課）で金額のもっとも高い案件1件及びもっとも低い案件1件、ただし、該当する文書がなければ他の部の所属主管課（なければ他の課）の同案件計4本（ただし、部の指定はしない。）

平成20年8月27日：請求人からの公開請求を受付

平成20年9月3日：実施機関が一部公開の決定

平成20年11月17日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

本件処分を取り消すべきである。

(1) 法人および法人代表者の印影

契約，それに基づく請求や領収等の取引が正当であることを示すもので，当然，不特定の顧客に明かしているものであるから，公開されてもなんら不利益等を生ずるおそれはない。また，公開しない理由に「かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えない」とあるが，高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）第1条の目的において規定している内容に逆行している。通常は，銀行取引に使用する印章を請求書や見積書などに押なつすることはないと考えられることから，印影をもって，悪用されるおそれがあると判断することは，前提として誤りがある。

(2) 法人の金融機関情報

市の取引の確認に不可欠であって，事業者等は通常顧客に明かし，時に代金の納入に使うものであって，特に秘密にする理由はない。

参考までに，奈良県食料費公開請求（最高裁平成14年9月12日判決）では，「請求書に記載して顧客に交付，口座番号等が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認，請求書に押なつされている飲食業者の印影は，これを開示しても債権者の正当な利益等が損なわれると認められるものにはあたらない」とされている。

(3) 見積金額（明細金額および関係数値も含む）

特許などの見積りでない限り，非公開の理由にはならない。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

本件対象行政文書は、平成20年度予算見積書作成のため、平成19年4月以降に関係業者から取得した見積書のうち、総務部総務課および都市整備部都市計画課において金額の最も高いものおよび最も低いものである。

【総務部総務課の決定に係るもの】

(1) 法人および法人代表者の印影について

対象となる行政文書は、i JAMPおよびラベルシートに関する見積書である。

見積書に押印されている法人および法人代表者の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、公開することによりその偽造等の不正利用につながるおそれがあり、条例7条2号に該当することから、非公開が相当である。

(2) 法人の金融機関情報について

対象となる行政文書は、i JAMPおよびラベルシートに関する見積書である。

法人の金融機関情報については、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人によって決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係にない者にまでこれを公開することは、当人が予定していることとは言えず、当人の正当な利益を害するおそれがあり、条例7条2号に該当することから、非公開が相当である。

(3) 見積金額（ラベルシート分）について

対象となる行政文書は、ラベルシートに関する見積書である。

参考見積書は、提出した業者が自社のノウハウや企業努力を基に施工あるいは納品する場合の価格を記載したものであり、公開することは当該法人の競争上の利益を害するおそれがある。

参考見積価格を公開した場合、予算額およびそれを基に決定される予定価格（予定金額）が類推されるおそれがあり、適正な契約業務に支障

が生じるおそれがあり、条例7条2号および5号イに該当するため、非公開が相当である。

【都市整備部都市計画課の決定に係るもの】

(1) 法人および法人代表者の印影について

これらの情報は、当該事業者の内部管理情報であり、その公開の可否および範囲については当該事業者が自ら決定することができる権利ないしそれを自己の意思によらないでみだりに他に公開、公表されない利益を有しているというべきである。従って、当該事業者の意思によらないでその内部管理情報が公表されることは、当該事業者の正当な意思、期待に反し、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、条例7条2号に基づき非公開決定とした処分は相当である。

異議申立書に記載されている、奈良県食糧費公開請求裁判（平成14年9月12日、最高裁判決）のケースは、事業者が飲食業者の場合であり、業務態様から不特定多数のものが新規にその顧客となることが通例であり、その請求書に記載された情報について、事業者が内部管理情報として位置づけていないことが明白な場合であると限定的な解釈をしている。本件においては、当該判例のケースには該当しないものである。

(2) 見積金額、明細金額および関係数値について

本件見積書は、予算策定時に参考資料として業者から徴取したものであり、当該提出業者は自己の設計方針、その構成、単価、作業人員の予定配置数などは、公表されることを到底想定せずに提出している書類である。設計書の内容は、その業者の入札価格を推察される可能性が非常に高い情報であり、公開した場合、本件業者が当該設計業務委託を含め、将来数々の入札に参加する場合に不利になる可能性がある。このため、条例7条2号に基づき非公開決定とした処分は相当である。

5 異議申立人の意見書

実施機関の非公開理由書に対する異議申立人の意見書での主張は、次のとおりである。

【総務部総務課の理由書に係るもの】

不服申し立ての理由に対する市の見解のうち、法人および法人代表者の印影、法人の金融機関情報、見積金額について実施機関は、「不正利用につながるおそれがある」、または、「正当な利益を害するおそれがある」とし、非公開が相当としているが、そのような「おそれ」について、実施機関は具体的に示すべきである。

これらについては、営業行為として通常に提出するものであるから、偽造などを懸念して、見積書の提出を自粛するとは考えられない。

結局、内部管理情報として、本件条例非公開理由に該当する「正当な利益を害するおそれ」などは存在しない。実施機関は、いまだに、なんら具体的に、本件条例非公開理由への該当性を立証していない。

【都市整備部都市計画課の理由書に係るもの】

不服申し立ての理由に対する市の見解のうち、法人および法人代表者の印影について、「当該事業者の意思によらないで、その内部管理情報が公表されることは、当該事業者の正当な意思、期待に反し、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」としている。

さらに、異議申立書に記載した奈良県食料費公開請求裁判（平成14年9月12日最高裁判決）については、「事業者が飲食業者の場合であり、業務態様から不特定多数のものが新規にその顧客となることが通例であり、その請求書に記載された情報について、事業者が内部管理情報として位置づけていないことが明白な場合であると限定的な解釈をしている。本件においては、当該判例のケースには該当しない。」従って、条例7条2号に基づき非公開決定とした処分は相当としている。

実施機関はそのように言うが、見積書などは新規依頼者であろうと、真意不明の依頼者であろうと、営業行為として通常に提出するものである。そこに押印された社印の偽造などを懸念して、見積書の提出を自粛するとは考えられない。契約成立のためでなく、単に予算の積算のための見積り依頼であっても速やかに提出されるような見積りにおいてはなおさらである。

結局、内部管理情報として、本件条例非公開理由に該当する「正当な利益を害するおそれ」は存在しない。実施機関は、いまだに、なんら具体的に、

本件条例非公開理由への該当性を立証していない。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由、異議申立人の異議申立理由および意見書での主張を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 法人の印影および金融機関情報について

奈良県食糧費公開請求裁判（平成14年9月12日、最高裁判決）においては、「銀行口座やそれに使用する印章、印影については、一般的にはいわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、事業者は、その開示の可否、範囲を自ら決定することができる権利ないしそれを自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有しているというべきである。」と説示した上で、一般的な飲食業者の業務態様から見れば、不特定多数の者が新規にその顧客となり、代金の請求書に口座番号等を記載して顧客に交付している飲食業者にあつては、口座番号等を内部限りにおいて管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させているものと考えられ、このような情報の管理の実態であれば、口座番号等を開示しても債権者の正当な利益等が損なわれると認められるものには当たらないとしている。

ところで、実施機関の説明によると、高松市の支払事務においては、原則として、市所定の請求書に必要事項を記載し、代表者印を押印した上で市に提出することとなるが、その際の印影については、予め高松市契約規則15条に基づき入札参加願の様式に押印し届け出たものでなければならない。市は当該相手方が真正なものであることを認証する重要な要件として、その届出印との印影の確認行為を行っている。この届出印の印影は、見積書はもとより入札書、契約書、請求書等すべての提出書類に使用される。このことから、業者においては、高松市に提出する見積書に押印する印影は、当該届出印のものでなければならず、本件見積書に押印されている印影においても、調査の結果その事実が認められた。このことは、当該印影が、銀行口座に使用する印影であるならもち

ろんのこと仮に銀行口座に使用する印影で無いとしても、高松市との契約行為に使用するものとして相手方が指定したものであり、不特定多数のものにむやみに公開されるべきものではないことを意味し、公開された場合、市との間の債権債務の確認作業にも支障をきたすおそれがある。

また、本件見積書に記載された業者の銀行口座については、高松市会計規則67条に基づき、市からの口座振替払いの指定口座として、業者が指定し債権者登録されたものであり、上記同様趣旨により、不特定多数のものにむやみに公開されるべきものではないと言うべきである。

以上のことから、本件非公開印影および銀行口座は、前記の最高裁判決において説示されている内部管理情報とされる情報であり、条例7条2号に該当し、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 見積書記載の、見積金額、明細金額および関係数値について

本件対象行政文書は、市の予算積算時に市の契約仕様に基づいて、参考として業者が提出したものであり、これらの情報を公にすることにより当該業者の将来の入札価格や積算基礎が類推される可能性があり、業者の競争上の地位を害するおそれがあることから、条例7条2号に該当し、非公開相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 1 2 月 9 日	諮問書受付
平成 20 年 1 2 月 2 4 日 (総務部総務課)	実施機関からの非公開理由書受付
平成 20 年 1 2 月 2 5 日 (都市整備部都市計画課)	
平成 21 年 2 月 2 0 日	非公開理由書に対する意見書受付
平成 21 年 2 月 2 3 日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成 21 年 3 月 2 3 日	答申案審査
平成 21 年 3 月 3 0 日	答申